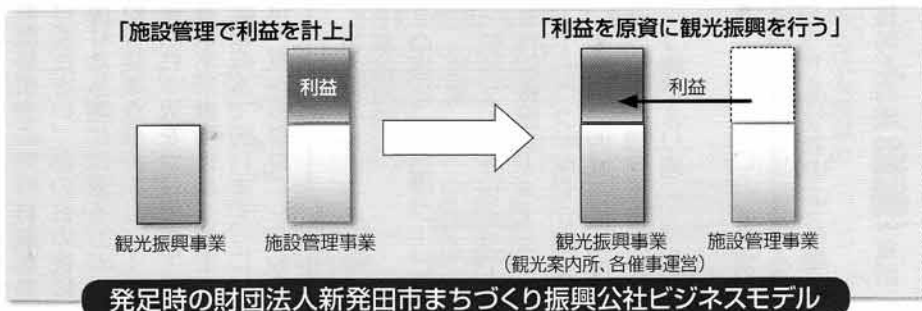


# 「財団法人新発田市まちづくり振興公社」解散について

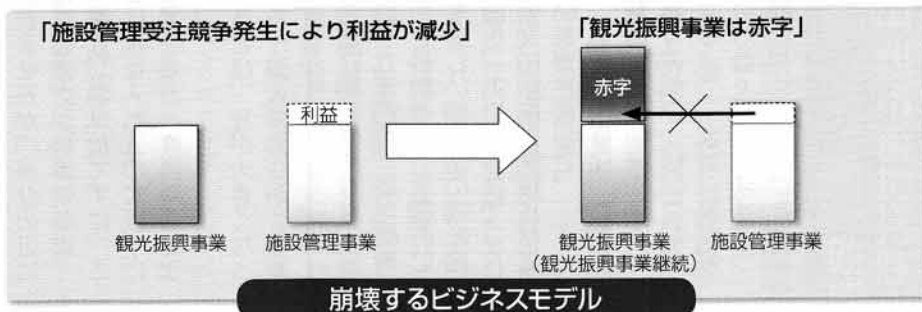
財団法人新発田市まちづくり振興公社は、本年3月31日をもって、解散いたします。これまでご支援賜りました新発田市民の皆様他関係各位、並びに従事した職員に感謝申し上げます。

本公社の事業につきましては、本年4月1日以降、観光振興事業は新規に設立された観光協会へ、施設管理事業は新発田市直営となり、市民の皆様へのサービスの低下にはつながりません。

本公社は、平成16年4月、財団法人新発田市観光開発公社及び公園都市施設協会が合併し、発足しました。合併後は「施設管理事業を柱とし、委託される施設管理で利益を出して観光振興事業を賄い、市民に還元する」ビジネスモデルでした。



しかし、合併と前後して指定管理者制度が施行されました。同制度は公の施設の管理・運営を民間にも代行させる制度で、本公社も民間とコスト面でも競争が発生し「施設管理で利益を計上し、観光振興事業を行う」ビジネスモデルは、民間との競合により事実上行き詰まりました。



その後、平成20年11月新発田市より指定管理者事業の業務検査（モニタリング）が実施されました。その結果、本公社に対し36項目の指摘がありました。又、平成21年度には2400万円の赤字が発生、理事会と職員が協力して給与制度の見直しや、抜本的な組織の見直しを行い「施設管理・観光事業 分離案」として平成21年10月に市に提出しましたが、新発田市からは「1年猶予」との保留回答となりました。

その後、モニタリングにて指摘された事項について約半数の未実施・理事指示事項の未実施等が判明し、さらに職員の利用料金等不正流用も発生、その調査の際に2種類の決算書が存在することも発覚し、新発田市からは「21年度の実績報告書は指摘された事項に改善が見られない」と、厳しい指摘を受けました。

又、このまま本公社が存続すると、公認会計士の試算では、数年で債務超過となり、税金の補填など、市民の皆様にご負担が発生することになります。

以上から、理事会は論議を重ね「内部統制組織が未確立である」「計画に対して実現性が乏しい組織」と判断、さらに、新発田市内に観光振興を目的とした組織が複数あり、観光振興での地域間競争を競うためには統合が必要であると、平成22年9月に「解散する方針」を決議、同年12月に「解散」を正式決定しました。

今回の「解散」の選択は、市民の皆様の立場に立った判断です。

指定管理者制度という大きな制度改革や、経営責任者、管理責任者が日常不在の現在の本公社組織では、「安心・安全」の施設管理運営は難しく、又、一生懸命に日常業務に取り組む職員も報われません。一度本公社解散というリセットボタンを押す事が、市民、職員の為でもあります。

以上の通り、新潟県の承認を頂き、適法な手続きを経て、施設を利用する納税者である市民の皆様の為に、本公社は解散する事になりました。何とぞご理解願いますようお願い申し上げます。尚、本公社は、4月1日以降は、当分の間、清算法人として存続し、清算業務のみ従事致します。連絡先は下記のとおりでございます。

平成23年3月31日

**財団法人新発田市まちづくり振興公社**

理事長 神田 敬一  
 (4月1日以降) 清算人 弁護士 山田 剛志

〒957-0054 新発田市本町4-16-83 TEL 0254 (23) 3700